

【東近江市】

一般基準	都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境および景観に調和させること。					
	原則として表示面の色数を抑えけるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。					
	景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。					
	蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。					
	電光掲示板および照明を伴う広告物および掲出物件は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲などによって、良好な景観または風致を阻害しないこと。					
電光掲示板、回転灯などの発光広告物にあつては、その点滅および表示速度は努めて緩やかにすること。						
道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。						
個別基準	第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	
自家用 広告物	総量規制(㎡)	15㎡以下（※1）	15㎡以下（※1）			
	色彩	・色相 全ての色相 彩度6以下 ・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	・色相 R・Y R・Y系 彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ・ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・望見できる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。		[住居系用途地域（※2）] 地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 [その他の用途の地域] 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	
	屋上広告物	設置は許可しない。	設置は許可しない。	・高さ（建築物等の高さ）×1/2かつ3m以下	・高さ（建築物等の高さ）×1/2かつ10m以下	・高さ [住居系用途地域（※2）] （建築物等の高さ）×1/2かつ10m以下 [その他の用途の地域] （建築物等の高さ）×2/3かつ20m以下
	壁面広告物	・表示面積 壁面面積の1/4以下			・表示面積 壁面面積の1/3以下	
		<共通基準> ・壁面、屋上からはみ出さないこと。 ・窓面その他の開口部の各設置箇所の面積の1/2以下であること。				
突出広告物	・表示面積 片面2㎡以下（総面積4㎡以下） ・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを超えないものであること。	・地上から10m以下かつ、取付壁面の高さを超えないものであること。	・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。			
	・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路路上に突き出す場合には、道路路上への突出幅は1m以下。 ・下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上					

自家用 広告物	野立広告物	・高さ 地上から4.5m以下 ・幅 3m以下 ・一事業所等原則1個まで	・高さ 地上から10m以下 ・幅 4.5m以下 ・一事業所等原則1個まで	・高さ 地上から10m以下	・高さ 〔住居系用途地域(※2)〕10m以下 〔その他の用途の地域〕15m以下	・高さ 〔住居系用途地域(※2)〕10m以下 〔その他の用途の地域〕15m以下
	立看板、広告旗その他立看板の類	設置は許可しない。		・高さ 〔立看板〕 地上から3m以下 〔広告旗〕 高さ（脚を含む） 3m以下		
	電光掲示板	設置は許可しない。		・表示面積 片面3㎡以下（総面積6㎡以下） ・高さ 地上から4.5m以下		・表示面積 片面3㎡以下（総面積6㎡以下） ・高さ 地上から10m以下
				・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと ・1事業所につき原則1個まで ・屋上広告物としての設置はできない		
可変式照明付き 広告物	設置は許可しない。				・強い光を放つものではなく、かつ、表示速度が速いものでないこと ・屋上又は高い位置への設置はできない	
非自家用 広告物	色彩	――	――	――	――	〔住居系用途地域(※2)〕 地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 〔その他の用途の地域〕 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。
	屋上広告物	・設置は許可しない。				・高さ 〔住居系用途地域または市街化調整区域〕 （建築物等の高さ）×1/2かつ5m以下 〔近隣商業地域等〕 （建築物等の高さ）×1/2かつ10m以下 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 ・広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること。
非自家用 広告物	壁面広告物	・設置は許可しない。				・表示面積 〔住居系用途地域(※2)〕 壁面面積の1/3以下 〔その他の用途の地域〕 壁面面積の1/2以下 ・壁面内で表示し、または設置するものであること。ただし、窓面その他の開口部を覆わないこと。
	突出広告物	・設置は許可しない。				・突出幅は、取付壁面から1.5m以下、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出幅は1m以下 ・上端の高さ 取付壁面の高さを超えないものであること。 ・下端の高さ 〔歩道上〕 地上から2.7m以上 〔車道上〕 地上から4.7m以上
	野立広告物	・設置は許可しない。				・高さ 地上から10m以下 ・表示面積 片面10㎡以下 ・同一広告主が複数設置する場合の相互間の距離は、100m以上離すこと。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあっては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。
	立看板、広告旗その他立看板の類	設置は許可しない。	・高さ 〔立看板〕 地上から3m以下 〔広告旗〕 高さ（脚を含む） 3m以下 ・表示面積 〔立看板〕 1面につき1.2㎡以下 〔広告旗〕 1面につき2㎡以下			
	電光表示板	設置は許可しない。				
可変式照明付き 広告物	設置は許可しない。					

道標、案内図板の類	・表示面積 片面1㎡以下（総面積2㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面2㎡以下） ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。 ・広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。 ・表示面の色彩 色相 全ての色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	・表示面積 片面3㎡以下（総面積6㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面5㎡以下） ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は2km以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。 ・広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。 ・表示面の色彩 色相 R・Y R・Y系 彩度8以下 その他の色相：彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	・表示面積 片面5㎡以下（総面積10㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面8㎡以下） ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。・ただし、規制地域が異なる場所に表示し、又は設置するものにあつては、相互間の距離は、より長い距離が規定される規制地域の基準を適用する。 ・広告物等を表示し、又は設置する個数は、同一広告主につき3個までとする。 ・表示面の色彩 色相 R・Y R・Y系 彩度8以下 その他の色相：彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	・表示面積 片面5㎡以下（総面積10㎡以下）（2人以上が共同で掲出する場合、片面8㎡以下） ・高さ 地上から4.5m以下 ・同一の広告主が複数設置する場合は、相互間の距離は500m以上であること。 ・国道同士が交差する場所から30m以内の区域には、設置は許可しない。 ・表示面の色彩 [住居系用途地域(※2)] 地色（最大面積を占める色） は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 [その他の用途の地域] 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 ※木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されない。	
	・広告の種類にあつては、壁面広告物又は野立広告物であること。 ・望みできる表示面以外の支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下。 ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置を許可しない。 ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所等を示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。ただし、これらの内容が40%未満であっても、案内先の住所及び電話番号の表示があり、それらを含めて40%以上となる場合は設置が可能。				

電柱の類を利用する 広告物	・設置は許可しない。	・同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、500m以上	・同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、20m以上	・同一の広告主が表示し、または設置するものにあつては、相互間の距離は、20m以上
		・色彩 色相 R・Y R・Y系彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	・色彩 色相 R・Y R・Y系彩度8以下 その他の色相 彩度6以下 ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色される部分の色彩については、この限りでない。	・色彩 [住居系用途地域(※2)] 地色（最大面積を占める色）は、原則落ち着いた色彩（彩度10を超えない色）を用い、文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。 [その他の用途の地域] 文字以外に黒及び原色の使用をなるべく控えること。
		<共通基準>		
		・巻付け広告物 下端の高さ 地上から1.9m以上 長さ 1.5m以下		
		・袖付け広告物 下端の高さ [歩道上] 地上から2.7m以上 [車道上] 地上から4.7m以上 長さ 1.1m以下 突き出し幅 0.9m以下 ただし、表示面積は0.9㎡以下 ・電光掲示板および可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。		
※1 敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあつては、総量規制に次の緩和措置を設ける。 Σ a ≤15（㎡）×A／1,500（㎡） （a：各広告物の面積 A：敷地面積） ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。				
※2 住居系用途地域：都市計画法による、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域を示します。				